

◎厚生年金保険の保険給付及び保険料

の納付の特例等に関する法律

(平成一九年二月一九日法律第一三一号)(衆)

一、提案理由

(平成一九年二月一四日・衆議院厚生労働委員会)

○大村議員 自由民主党の大村秀章でございます。

ただいま議題となりました厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案につきまして、提出者を代表いたしましたので、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

年金記録問題につきましては、政府・与党として、その早期解決に向けて全力を尽くしておりますが、総務省に設置された年金記録確認第三者委員会において処理される事案のうち、厚生年金において、申し立てをされた方が事業主に保険料を源泉控除されていた事実が認められるが、事業主からその保険料の納付がなされていない事案については、現行制度では保険給付を行うことが困難となっております。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

こうした方の年金記録を速やかに訂正し、一日も早い解決を行うことにより、公的年金制度に対する国民の信頼の確保を図るため、厚生年金保険制度において事業主が被保険者の保険料を源泉控除していたにもかかわらず、納付義務を履行したことが明らかでない場合における保険給付に関する特例を設けるほか、当該事業主が特例納付保険料を納付できるようにする等の特別の立法措置を講ずることとした次第でございます。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、国家行政組織法第八条に規定する機関であつて年金記録に関する事項の調査審議を専門的に行うものの調査審議の結果として、事業主が厚生年金保険の被保険者の保険料を源泉控除したにもかかわらず保険料を納付したことが明らかでないとの意見があつた場合には、社会保険庁長官は、当該意見を尊重し、年金記録の訂正を行い、厚生年金保険法による保険給付を行うことといたしております。

第二に、事業主または事業が廃止された法人たる事業主の役員であつた者は、特例納付保険料を納付することができるものとし、社会保険庁長官がその納付を勧奨するとともに、社会保険庁長官は、年金事業の適正な運営等を図るため、特例納付保険料の納付について期限までに申し出が行われない場合、納期限までに納付されない場合または勧奨を行うことができない場

合には、事業主等の氏名または名称等を随時公表しなければならないことといたしております。

第三に、国は、特例納付保険料の納付について期限までに申し出が行われなかった場合または勸奨を行うことができない場合には、特例納付保険料の額に相当する額の総額を負担することとしております。

第四に、厚生年金基金及び企業年金連合会における厚生年金の代行部分についても、厚生年金に準じて所要の規定を設けることといたしております。

最後に、この法律は、公布の日から施行するとともに、国家行政組織法第八条に規定する機関であつて年金記録に関する事項の調査審議を専門的に行うものが廃止される日限り、その効力を失うことといたしております。

以上が、本法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

以上でございます。

二、衆議院厚生労働委員長報告（平成一九年二月四日）

○茂木敏充君　ただいま議題となりました厚生年金保険の保険

給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、厚生年金の被保険者の救済に関する特例を設けようとするものであり、その主な内容は、

第一に、厚生年金の保険料が被保険者の報酬から控除されていながら、事業主が社会保険庁に納付していないと年金記録第三者委員会が認めた場合に、その被保険者に対して保険給付を行う特例措置を講じること、

第二に、社会保険庁長官は、未納付となっている当該保険料について、事業主に対し納付を勧奨することとし、納付を行わない事業主について、その名称を公表した後、なお当該保険料を納付しなかった場合には、国がその保険料相当額を負担すること等であります。

本案は、去る十一月十三日本委員会に付託され、翌十四日に提出者大村秀章君から提案理由の説明を聴取し、二十一日から質疑に入り、二十八日には民主党・無所属クラブより修正案が提出され、趣旨説明を聴取しました。

本日質疑を終局し、民主党・無所属クラブ提出の修正案について撤回を許可した後、自由民主党・無所属会、民主党・無所

属クラブ、公明党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び国民新党・そうぞう・無所属の会より、国が保険料相当額を負担した場合は、国が事業主に対して金銭の請求権を取得すること、本件に関する第三者委員会の調査審議結果や事業主の保険料納付状況などを国会に報告することを内容とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取しました。次いで、内閣の意見を聴取した後、採決の結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成一九年二月四日)

○福島委員 ただいま議題となりました厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党・無所属会、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び国民新党・そうぞう・無所属の会を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、第一に、国は、特例納付保険料相当額を負担したときは、その負担した金額の限度において、事業主が特例対象者の負担すべき保険料を控除したにもかかわらず当該特例対象者に係る保険料を納付する義務を履行しなかつたこと等に

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

起因する当該特例対象者が当該事業主に対して有する金銭の給付を目的とする請求権を取得するとともに、政府が厚生年金基金等に対し未納掛金相当額等を交付したときも、同様とする。

第二に、政府は、おおむね六月に一回、国会に、年金記録確認第三者委員会が行った調査審議の結果の概要、社会保険庁長官が行った確認等の件数、特例納付保険料の納付状況その他の法律の施行状況について報告するものとする。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

三、参議院厚生労働委員長報告

(平成一九年二月二日)

○岩本司君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案について申し上げます。

本法律案は、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業の適正な運営並びに厚生年金保険制度及び国民年金制度に対する国民の信頼の確保を図るため、厚生年金保険制度におい

て事業主が被保険者の保険料を源泉控除していたが納付義務を履行したことが明らかでない場合における保険給付に関する特例を設けるほか、当該事業主が特例納付保険料を納付できるようにするための措置等を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、特例対象者の事業主に対する請求権を国が取得すること、施行状況等を政府が国会に報告すること等を追加する旨の修正が行われております。

委員会におきましては、まず発議者を代表して衆議院議員大村秀章君より趣旨説明を、次いで修正案提出者を代表して衆議院議員山田正彦君より、衆議院における修正部分の説明を聴取いたしました。

採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………(略)……………

以上、御報告申し上げます。